

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 河川砂防課

法令名	河川法			法令番号	昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号			
手続名	河川保全区域内の行為の許可			根拠条項	第 5 5 条第 1 項			
審査基準	<p>1. 「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 3 1 日建設省河治発第 4 0 号、建設省河川局治水課長通達）による。</p> <p>2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 2 号、建設省河川局長通達）の記の五の 1（1 2）による。</p> <p>3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 3 号、建設省河治発第 7 3 号、建設省河開発第 1 1 8 号、建設省河砂発第 5 0 号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達）の記の一の 1（9）による。</p>							
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間 3 0 日	目次 No.
						標準経由期間	日	